**●ふるさと納税で、全国の皆さんからあたたかい支援をいただきました**

政策課行政改革担当　23-2129

　ふるさと納税制度は、自分が生まれ育った「ふるさと」に貢献したい、自分との関わりが深い地域を応援したいといった気持ちを形にする制度です。

　平成28年は、澤口希能さん（大阪府茨木市在住）から

1000万円、髙橋直典さん

（仙台市在住）から200万円

をはじめ、全国の皆さんから約1万3300件、総額で2億6000万円を超える多額のふるさと納税をいただきました。

　全国の皆さんからいただいたふるさと納税は、指定された使い道に沿って、市のさらなる発展のために有効に活用させていただきます。皆さんの期待に応えられるよう、今後もよりよいまちづくりを進めていきます。

ふるさと納税の使い道

①明日の大崎市を担う人材育成のための事業

　子育て支援、幼児教育の充実、小・中学校の教育環境の整備など

②おじいちゃん、おばあちゃんが安心して暮らすための　事業

　福祉サービスの充実、地域医療の充実、防災・防犯対策など

③活力ある大崎市をつくるための事業

　産業振興、観光PR、都市基盤の整備、移住・定住の促進など

④大崎市の宝を次世代に継承するための事業

　鳴子峡や蕪栗沼などの環境保全、伝統・文化の継承など

⑤ふるさと大崎市応援のための事業

　市長が使途を決定

⑥その他使途指定

　寄附者が具体的な使途を指定

**●子ども予防接種週間に、受けていない予防接種を受けましょう**

健康推進課母子保健担当　23-5311

　3月1日から7日までは、「子ども予防接種週間」です。

　感染症は、新しく集団生活が始まる春先に流行します。入学や入園などで集団生活が始まる前に、受けていない予防接種を確認して、接種を受けましょう。

　予防接種を希望する場合は、事前に実施医療機関に予約をして接種を受けてください。

子ども予防接種週間の実施医療機関と実施日程

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域 | 実施医療機関名 | 電話番号 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 6日 | 7日 |
| 古川 | 秋山内科医院 | 28-1909 | 午前 | ○ | ○ | 午前 | ○ | ○ |
| ありま小児科医院 | 22-7070 | ○ | 午前 | ○ | 午前 | ○ | ○ |
| 鎌田内科クリニック | 24-1700 | ○ | 午前 | ○ | 午前 | ○ | ○ |
| 高橋医院 | 22-0791 | ○ | 午前 | ○ | 午前 | ○ | ○ |
| 千葉医院 | 22-3228 | ー | ○ | ー | 午前 | ー | ー |
| 冨樫クリニック | 23-4456 | ○ | ○ | ○ | 午前 | ○ | ○ |
| まつうら内科小児科  クリニック | 23-5677 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 穂波の郷クリニック | 24-3880 | ○ | 午前 | ○ | 午前 | ○ | 午前 |
| 片倉病院 | 22-0016 | ○ | ○ | ○ | 午前 | ○ | ○ |
| 佐藤病院 | 22-0207 | ○ | ○ | ○ | 午前 | ○ | ○ |
| 古川民主病院 | 23-5521 | ー | ー | ー | ー | ー | 午後 |
| 松山 | わたなべ産婦人科  内科・小児科 | 55-3535 | ー | ○ | ○ | 午前 | ○ | ○ |
| 三本木 | 岩渕胃腸科内科医院 | 52-6211 | ー | ○ | ○ | ー | ○ | ○ |
| 近江医院 | 52-3057 | ○ | ○ | ○ | 午前 | ○ | ○ |
| 鹿島台 | 佐久間内科医院 | 56-3700 | 午後 | ー | 午後 | ー | 午後 | 午後 |
| 渡辺外科胃腸科医院 | 56-5211 | ○ | ○ | ○ | 午前 | ○ | ○ |
| 岩出山 | 高橋医院 | 72-1005 | 午後 | 午後 | 午後 | ー | ー | ー |
| 鳴子温泉 | 佐藤医院 | 82-2656 | ー | ○ | ○ | 午前 | ○ | ○ |
| 遊佐クリニック | 81-1133 | ○ | 午前 | ○ | 午前 | ○ | ○ |
| 田尻 | 市民病院田尻診療所 | 38-1152 | ー | ー | ー | ー | 午後 | ー |

○：午前・午後どちらも実施　午前：午前のみ実施　午後：午後のみ実施

**●高額医療・高額介護合算制度で、高額な医療と介護の負担を軽減します**

保険給付課国民健康保険担当　23-6051

　高額医療・高額介護合算制度は、医療と介護を利用する世帯の負担を軽減する制度です。年間の医療保険と介護保険の自己負担額が限度額を超えた場合に支給します。

　対象となる国民健康保険（国保）と後期高齢者医療の利用世帯には、３月下旬ころに申請書を送付します。社会保険の人は、健康保険証の発行元にお問い合わせください。

■対象世帯

　医療保険上の世帯（＝世帯内の国保の加入者）で、8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、別表の限度額を超える世帯

■支給金額

　対象世帯の被保険者全員が、8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、別表の限度額を超える額

■合算する自己負担額

　医療保険と介護保険の自己負担額から高額療養費や高額介護サービス費を除いた金額

※基準日（7月31日）に加入している医療保険ごとに合算　します。

※70歳未満は、1カ月あたり　2万1000円以上（病院別、入院・外来別）の自己負担のみが対象です。

※入院時の食事代や保険診療　外の負担は対象外です

所得状況に応じた自己負担限度額（別表）

■国保で70歳未満の人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 医療保険上の世帯 | | 限度額 | |
| 総所得金額など901万円超 | 212万円 | |
| 総所得金額など  600万円超901万円以下 | 141万円 | |
| 総所得金額など  210万円超600万円以下 | 67万円 | |
| 総所得金額など210万円以下 | 60万円 | |
| 住民税非課税 | | 34万円 | |

■国保で70歳～74歳、

　後期高齢者医療の人

|  |  |
| --- | --- |
| 医療保険上の世帯 | 限度額 |
| 課税所得が145万円以上 | 67万円 |
| 課税所得が145万円未満 | 56万円 |
| 住民税非課税 | 31万円 |
| 住民税非課税（所得が一定以下） | 19万円 |

**●国民健康保険の届け出は、14日以内に手続きをしてください**

保険給付課国民健康保険担当　23-6051

　就学や就職などで国民健康保険（国保）の届け出が必要になった時は、14日以内に手続きを行ってください。

　手続きが遅れると、保険証の無い期間が発生して医療費が全額自己負担となったり、医療費の返還を求められる場合があります。また、国民健康保険税と社会保険料などの二重納付になる場合もあります。国保に加入する場合も、やめる場合も、必ず手続きを行ってください。

離職した人は健康保険の手続きを行ってください

　退職などで勤務先の健康保険をやめた人は、いずれかの公的医療保険に加入してください。

■任意継続被保険者制度

　社会保険などに２カ月以上継続して加入していた人は、資格喪失後20日以内に届け出ることで、加入していた健康保険に最長２年間継続加入することができます。

　詳しくは勤務先に確認をしてください。

■家族の健康保険

　詳しくは家族の勤務先に確認してください。

■国民健康保険

　市民課（市役所本庁舎1階）や各総合支所市民福祉課市民窓口担当、鳴子総合支所鬼首出張所で手続きを行ってください。

届け出が必要な場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事例 | 事例 | 必要なもの |
| 国保に加入するとき | 勤務先の健康保険をやめた | 資格喪失連絡票、社保離脱証明書、世帯主と国保に加入する人の個人番号カード |
| 他市町村から転入 | 転出先からの転出証明書 |
| 子どもが生まれた | 母子健康手帳、出生証明書 |
| 生活保護が廃止 | 生活保護廃止通知書、世帯主と国保に加入する人の個人番号カード |
| 国保をやめるとき | 勤務先の健康保険に加入 | 国保被保険者証、勤務先の健康保険証、世帯主と国保をやめる人の個人番号カード |
| 他市町村へ転出 | 国保被保険者証 |
| 亡くなった | 国保被保険者証、死亡診断書または死亡証明書 |
| 生活保護が開始 | 国保被保険者証、生活保護決定通知書、世帯主と国保をやめる人の個人番号カード |
| その他 | 就学で他市町村に転出 | 国保被保険者証、在学証明書や合格通知など |
| 住所・氏名変更 | 世帯主と国保被保険証を再発行する人の個人番号カード |
| 世帯分離・合併 | 世帯主と国保被保険証を再発行する人の個人番号カード |
| 紛失などで再発行 | 世帯主と国保被保険証を再発行する人の個人番号カード |

①個人番号カードは、個人番号通知カードでも手続きが可能です。

②就職・退職など、勤務先の変更で手続きをする場合は、年金手帳も持参してください。

③届け出ができる人は、本人と同一世帯の人です。同一世帯以外の人が届け出をする場合は、本人からの委任状が必要です。

④届け出に来た人の本人確認を行います。運転免許証などを持参してください。